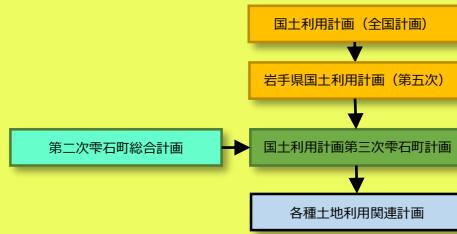


# 国土利用計画第三次雫石町計画 ー概要版ー

## 前文

- この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、本町の区域における国土（以下「町土」という）の利用に関して必要な事項を定め、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保し、町土の総合的・計画的な利用を図るための指針となるものです。
- 策定にあたっては、若手県国土利用計画（第五次）を基本とし、第二次雫石町総合計画に即して策定したものです。
- なお、本計画は社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行います。



## 1. 町土利用の基本理念

- 町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産をはじめとする諸活動の共通の基盤であることを考慮して、町民の健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

## 2. 本町の概要

- ### (1) 町土の概要
- 若手県の中西部に位置し、総面積は608.82km<sup>2</sup>と広大であり、奥羽山系の山脈に囲まれたやや扇状の盆地をかたどる農山村地域となっています。
  - 町土の約8割を森林が占めています。また、山麓部には広大な傾斜地が開け、盆地中央部には緩傾斜の耕地が広がり水田を中心とした農業集落地です。
  - 地域内を流れる雫石川、葛根田川、南川の三河川は、御所湖で合流し雄大な水辺空間を形成しています。
  - 豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。
- ### (2) 町土利用の状況
- 
- | 土地利用種別 | 割合    |
|--------|-------|
| 森林     | 81.0% |
| 農地     | 9.9%  |
| 宅地     | 1.1%  |
| 道路     | 2.2%  |
| 原野等    | 0.2%  |
| 河川・水   | 3.3%  |
| その他    | 2.5%  |
- 農地と森林が町土の約9割を占めています。
  - 平成24年から平成29年で農地と森林が減少し、道路・宅地等へ変換されています。
  - 土地利用の転換は全体として停滞しています。

### (3) 町土利用の諸課題

- 少子高齢化の進行と人口減少社会の加速**
  - 土地利用効率の低下や空き家・低未利用地の増加、農地・森林の管理水準の低下が懸念されます。
- 町内経済を取り巻く環境の変化**
  - 中心市街地と国道沿道のバランスの取れた発展が必要です。
  - 農林業、観光業の振興による地域経済活性化が必要です。
- 町土の安心・安全に対する関心の高まり**
  - 地震や極地的豪雨などの災害が懸念されます。
  - ライフラインの適切な維持管理が必要です。
- 環境問題に対する町民意識の高まり**
  - 自然環境の悪化に対する取り組みのほか、発電施設設置への適切な対応が必要です。
- 優れた景観の保全に対する意識の高まり**
  - 美しい景観資源の喪失が懸念されており、田園風景などの景観保全の取り組みが必要です。
- 価値観・生活様式の多様化**
  - 多様化する価値観や生活様式、家族形態の変化に対応する住環境が求められています。

## 3. 町土利用の基本方針

- 移住・定住の促進に努めるとともに、地域を支える拠点と町の拠点となる市街地のネットワークを充実させ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。
- 工業施設・商業施設の適切な配置と、既存産業の振興と新産業の創出に加え、基幹産業である農林業、観光業の振興による持続可能な地域経済の発展を図ります。
- 治山・治水対策や農地・森林の持つ保水機能の維持向上など、防災・減災対策の構築などによる町土の強靱化に向けて取り組みます。
- 生物多様性の保全を図るとともに、原生的な自然や優れた自然の風景地の適正な保全に努めながら、自然体験・学習等への活用を通じて自然と共生した土地利用を行います。

## 4. 利用区分別の町土利用の基本方向

農地	森林	原野等	水面・河川等	道路	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他
----	----	-----	--------	----	-----	------	--------	-----

相互関連性

- 農業基盤の整備、農地の高度利用、優良農地の維持・保全
- 水源涵養、災害対策等多面的機能としての森林の整備・保全
- 自然の水質浄化作用、潤いのある水辺環境等の維持・向上
- 既存道路の維持改修によるネットワークの持続
- 既存ストックの活用による多様な住環境の提供
- 工業用地確保と商業施設の充実による雇用確保と交流人口拡大

## 5. 地域累計別の町土利用の基本方向

- 市街地**
  - 農山村エリアを結ぶ中心拠点の役割を果たすため、分散型の市街地拡大を抑制し、コンパクトで一体的な市街地を形成していくことを目指します。
- 農山村**
  - 生産環境と生活環境の一体的形成を促進し、農業生産活動と生活環境の調和を図るとともに、農地の維持に向けた土地利用を図ります。
- 自然環境保全活用**
  - 動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、森林の多面的機能維持のため循環利用を促進するほか、体験・レクリエーションでの活用など自然と共生した土地利用を図ります。

## 6. 拠点構成別の町土利用の基本方向

- 町の施策の方向性の推移
    - 旧4町村全ての地区で均一な施策の実施により、全町一体的な発展を目指す
  - 地域の基礎となる拠点のネットワークの考え方
    - 中心市街地や国道46号沿道を対象として日常生活サービスの提供機能の向上や町内の交通結節点の機能強化による、周辺地域との連携の中心を担う。
    - 小学校区単位における特徴を活かした様々な世代の町民交流から生まれる、活力ある地域づくりと生活基盤の確保。
    - 統合後の旧小学校を必要に応じて改修を実施することで、地域住民に親しまれた施設を活用した、地域内外の交流や雇用の創出による、地域の活性化。
- 人口減少社会の到来で非効率で実現が困難に
- 各地区の特徴を活かした住民主導のまちづくりへの転換



## 7. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 計画の基準年次：平成29年（2017年）
  - 計画の目標年次：平成39年（2027年）
  - 目標年次の人口：平成39年（2027年）において14,200人と想定
- ※数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものです。

### 主な規模の目標

- 農地
  - 6,020ha ⇒ 5,954ha（町全体の9.8%）
  - 企業誘致の強化による、その他宅地、工業用地への転換を想定
- 森林
  - 49,299ha ⇒ 49,262ha（町全体の80.9%）
  - 林地整備のほか、企業誘致の強化による、その他宅地、工業用地への転換を想定
- 宅地
  - 641ha ⇒ 750ha（町全体の1.2%）
  - 目標人口達成のほか、企業誘致の強化による、その他宅地、工業用地の増加を想定

## 8. 町土の利用目的に応じた地区別の概要

- 【雫石地区】**
  - 本町の商業、行政、生活等の中心地域としての都市的機能を充実させます。
  - 歩いて暮らせるまちなか居住を推進し、良好な住環境を提供します。
  - 工業用地を確保し、企業誘致活動を通じて雇用の確保と産業活性化を図ります。
  - 地域活性化拠点として七ツ森地域交流センターの活用を図ります。
- 【御明神地区】**
  - 道の駅「雫石あねっこ」の、情報発信・観光交流施設としての機能維持及び拡充を図ります。
  - 御明神公民館周辺の利便性の向上による拠点構成と雫石地区とのネットワーク強化を図ります。
  - 旧橋場小学校の利活用方針の検討と必要に応じて整備を進めます。
- 【西山地区】**
  - 十和田八幡平国立公園保全指針等に基づき、自然景観の保全を図ります。
  - 地域拠点としての西山公民館の機能強化と雫石地区とのネットワーク強化を図ります。
  - 旧上長山小学校・旧西根小学校の利活用方針の検討と必要に応じて整備を進めます。
- 【御所地区】**
  - 地域拠点としての御所公民館の機能強化と雫石地区とのネットワーク強化を図ります。
  - 旧南畑小学校・旧大村小学校の地域活性化拠点としての整備を進めます。
- 【全地区】**
  - 付加価値の高い農業生産、資源循環型農業等の町全体への展開を図ります。
  - 水資源の涵養など森林の持つ多面的機能を維持するため、保全に努めます。
  - 災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持に加え、地域の防災体制づくりに努めます。

## 9. 本計画に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 公共の福祉の優先
- 国土利用計画法等の適切な運用
- 地域整備施策の推進
- 町土の保全と安全性の確保
- 環境の保全と景観形成の推進
- 土地の利用転換の適正化
- 土地の有効利用の促進
- 土地に関する調査の推進